入札監理小委員会における審議結果報告 現場技術業務及び発注者支援業務

内閣府と農林水産省の現場技術業務及び国土交通省の発注者支援業務について、当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、 その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

(1) 事業の概要

- 〇 本業務は、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の国営土地改良事業等における工事の設計及び監督等並びに事業実施に関する補助的作業を行う現場技術業務(以下、「現場技術業務」という。)と、国土交通省北海道開発局における国営土地改良事業等に関する工事実施の監督補助を行うことによる当該工事の円滑な履行及び品質確保を図る発注者支援業務(監督支援業務)(以下、「発注者支援業務」という。)から構成される。
- 〇 事業期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日の3年間であり、市場化テスト2期目。業務量等を勘案し、事務所ごとに「現場技術業務」は2年~3年の契約、「発注者支援業務」については単年~3年の契約。

(2)選定の経緯

「公共サービス改革基本方針」(令和元年7月9日閣議決定)に沿って、行政事業レビュー等の公表資料において競争性等に問題があると思われる契約のうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれる事業について、各府省等へ市場化テストの実施を呼びかけた結果、自主選定となったもの。

2. 前回の実施要項からの修正点について

- (1) 現場技術業務
- 新たな事業タイプとして「事業促進型」を新設
 - ・ 従来より事業促進業務として試行実施しノウハウを蓄積していたところ、今期より現場技術業務の発展型として新設。(資料5-2-1 5/73)
 - 事業促進型では、監督支援型の業務に加えて、設計や工事に対する調整、 関係機関との協議等を行う。(資料5参考資料 事業概要)
- 〇 技術提案書の評価において、「地域貢献活動」及び「CPD 取得」に係る項目について、緊急事態宣言の発令により活動に影響が生じた場合は当該年度を除く過去3年と読み替えることができることを記載。(資料5-2-146/73、49/73)
- 日報・月報の提出に係る記載を削除し、受注者の負担を軽減。
 - ※ 従来どおり、月ごとに業務実施報告書と作成した資料を監督職員に提出し、承諾を得る。(資料5-2-1 33/73)
- 付番の統一、時点・字句修正を行った。

(2) 発注者支援業務

- 〇 予定管理技術者の同種類似実績について、公物管理補助業務を「類似」から「同種」へ変更。(資料 5-2-2 13/57)
- 〇 予定管理技術者の資格について、技術的行政経験を「10年」から「5年」 に緩和し、対象実績に「中核市」を追加し拡大。(資料5-2-2 14/57~ 15/57)
- 〇 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札 方式の運用ガイドライン」が令和3年3月26日付けで一部改正されたこと に伴い、予定管理技術者等の手持ち業務金額について「4億円」を「5億 円」、「2億円」を「2.5億円」に改訂。(資料5-2-2 13/57~14/57)
- 時点・字句修正を行った。

3. 実施要項(案)の審議結果について

実施要項の修正にいたらないが、主に以下の質疑応答があった。

【論点1】

従来「監督支援型」で1者応札の地域において、「事業促進型」を適用した場合、監督支援業務に調整業務等が加わることで、これまで応札していた業者もJVを組まなければ参加できなくなるなど、より間口を制限してしまうことにならないか。(資料5参考資料 事業概要)

【対応1】

これまで全国規模の大手のコンサルタント会社の参加が多かったが、地域の調整業務を加えることによって、今まで参加していなかった地域に根ざした中小の業者が参加していただけるものと考えている。

【論点2】

従来の「監督支援型」を包括した形で「事業促進型」を導入しているが、 従来業務を含んだ方法と、切り分ける方法には、それぞれに利点欠点がある と思われるため、民間参入促進の観点から、応札状況や事業の推移を見なが ら、事業促進型のうち新たに追加した業務と従来の監督支援型の業務の切 り分けの可能性も考えておくと良い。(資料5参考資料 事業概要)

【対応2】

今回は、監督支援の業務に協議・調整を付加した形でセットでの発注を考えているところ、場合によっては、付加した分を切り分けて発注する方がより参加を促進する効果があるのではないかという点について、知見を持ち合わせていないので、検討する。

【論点3】

「監督支援型」と「事業促進型」の適用に係る判断基準について。(資料5 参考資料 事業概要)

【対応3】

「監督支援型」の設計監督に係る補助支援については、国営土地改良事業 所の職員のマンパワーや業務ボリュームに基づいて発注規模を決めている。 「事業促進型」については、協議、調整、地元説明を新たに付加するため、 管轄する国営土地事業所の年度の中の業務や工事の協議・調整に関する業 務量で、実施している監督職員のマンパワーが不足する場合、不足する業務 量に基づき事業促進型を発注する。

【論点4】

事業促進型に係る「技術員」の資格要件について、「技術員に必要とされる資格は業務内容に応じて特別仕様書において規定するものとする。」としている点、どの程度の要件なのか、技術員に求める業務は何か。(資料5-2-1 21/73)

【対応4】

技術員は、管理技術者、主任技術者のもとで具体的に資料作成業務などを 行う若手中堅の技術者を想定している。技術士補や2級土木施工管理技士 のような若手でも比較的資格が取りやすいものを加えて資格要件を設定し たいと考えている。

【論点5】

「管理技術者」の資格について、「~又はこれと同等の能力と経験を有する技術者」としている点、監督支援型(大学卒 13 年(短大・高専卒 18 年、高校卒 23 年))と事業促進型(大学卒 18 年(短大・高専卒 23 年、高校卒 28年))との間で5年の差異を求めている妥当性、根拠について。(資料 5-2-1 19/73、20/73)

【対応5】

「事業促進型」については協議・調整を実際に行うこと、また、さらにそれに基づいた対処方針も作成して監督職員と協議する、という高度な内容となっており、これまで実施設計業務のような高度な内容については「同等と定める」資格要件を大卒18年と他の技術的業務で採用しているため、そちらとあわせる形で18年を設定している。その結果、監督支援型と5年の差が生じている。

4. パブリック・コメントの対応について

令和3年10月1日から10月14日までパブリック・コメントを行った結果、8者34件意見が寄せられ、事実関係の確認や字句の修正のほか、以下の意見について、実施要項の一部修正を行った。

- 実施要項 1-1 (2) 業務の内容に係る記載の「監督支援型」と「事業促進型」の区分の明確化が必要であるという意見に対し、実施要項 1-1 (2) 業務の内容、及び 1-2-1 達成目標について記載事項の整合性を図り、内容を明確に記載した。(資料 5-2-1 5/73~6/73、9/73~10/73、11/73)
- 別記様式2-5及び別記様式2-7の「予定現場技術員の所要技術者資格」に、「予定技術者が決定している場合にのみ記載」を追記した。(資料5-2-1 45/73)
- 〇 「事業促進型」に関し、単体企業のみで業務履行体制を構築することが困

難、施工管理等を得意としている会社と J V で応募することを想定しているという意見に対し、事業促進型において設計共同体による入札参加を可能とした。(資料 5-2-1 17/73)

一以上一